○八幡市環境審議会規則

昭和44年10月１日規則第９号

改正

昭和45年５月１日規則第８号

昭和52年11月１日規則第18号

昭和56年10月31日規則第21号

昭和57年11月19日規則第23号

昭和61年10月９日規則第29号

平成３年３月28日規則第７号

平成６年７月１日規則第11号

平成７年７月31日規則第16号

平成10年３月31日規則第16号

平成20年７月16日規則第21号

平成30年６月12日規則第16号

八幡市環境審議会規則

（目的）

第１条　この規則は、八幡市附属機関の設置に関する条例（昭和44年八幡市条例第16号）第３条の規定に基づき、八幡市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　審議会は、委員12人以内で組織する。

２　委員は、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから、市長が任命する。

３　市長は必要があると認めるときは、第１項の規定にかかわらず、臨時に委員若干名を任命することができる。

（委員の任期）

第３条　委員の任期は、３年とする。

２　市長は、委員から退職の申出があつたとき、または委員に特別の事由が生じたときは、任期中であつても当該委員を解任することができる。

３　委員は、任期満了後も後任者が任命されるまでは、その職務を行なう。

４　委員は、再任を妨げない。

５　委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

６　委員は、非常勤とする。

（会長及び副会長）

第４条　審議会に会長及び副会長各１名を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。

３　会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

４　会長は、会務を総理する。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会は、会長が招集する。

２　審議会の会議の議長は、会長がつとめる。

３　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

４　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第６条　審議会は、調査審議のため必要があるときは、関係者等から意見を聞くことができる。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、環境保全担当課において処理する。

（その他）

第８条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和45年５月１日規則第８号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和52年11月１日規則第18号）

この規則は、昭和52年11月１日から施行する。

附　則（昭和56年10月31日規則第21号）

この規則は、昭和56年11月１日から施行する。

附　則（昭和57年11月19日規則第23号抄）

（施行期日）

1　この規則は、昭和57年11月20日から施行する。

附　則（昭和61年10月９日規則第29号抄）

（施行期日）

1　この規則は、昭和61年10月20日から施行する。

附　則（平成３年３月28日規則第７号抄）

（施行期日）

1　この規則は、平成３年４月１日から施行する。

附　則（平成６年７月１日規則第11号）

この規則は、平成６年８月１日から施行する。

附　則（平成７年７月31日規則第16号抄）

（施行期日）

1　この規則は、平成７年８月１日から施行する。

附　則（平成10年３月31日規則第16号抄）

（施行期日）

1　この規則は、平成10年４月１日から施行する。

附　則（平成20年７月16日規則第21号抄）

（施行期日）

1　この規則は、八幡市組織条例の一部を改正する条例（平成20年八幡市条例第13号）の施行の日から施行する。

附　則（平成30年６月12日規則第16号）

（施行期日等）

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行後最初に任命される委員の任期は、この規則による改正後の八幡市環境審議会規則第３条第１項の規定にかかわらず、任命の日から平成34年５月31日までとする。